

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

教 委 規 則

- 秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則（第14号）…………… 2
- 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則（第15号）…………… 2

教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（第5号）…………… 2

告 示

- 出納員への委任について（第249号）…………… 2
- 現金取扱員への再委任について（第250号）…………… 2
- 放置自転車等の撤去および保管について（第251号）…………… 2
- 納税通知書の公示送達について（第252号）…………… 3
- 納税通知書の公示送達について（第253号）…………… 3
- 都市計画の変更について（第254号）…………… 3
- 都市計画の変更について（第255号）…………… 3
- 都市計画の変更について（第256号）…………… 3
- 交付要求通知書の公示送達について（第257号）…………… 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第258号）…………… 4
- 交付要求通知書の公示送達について（第259号）…………… 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第260号）…………… 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の取消について（第261号）…………… 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の変更について（第262号）…………… 4
- 現金取扱員への再委任について（第263号）…………… 4
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第264号）…………… 5
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第265号）…………… 5
- 秋田市議会臨時会の招集について（第266号）…………… 5

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第14号）…………… 6

選 管 告 示

- 平成19年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第65号）…………… 6
- 河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙の執行について（第66号）…………… 6

- 平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人の選任について（第67号）…………… 6

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第13号）…………… 6

上 下 水 道 局 告 示

- 収納取扱金融機関の名称の変更について（第59号）…………… 6
- 指定排水設備工事業者の休止について（第60号）…………… 6
- 指定排水設備工事業者の指定について（第61号）…………… 7

選 挙 長 告 示

- 平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号）…………… 7
- 平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙の候補者の届出について（第2号）…………… 7
- 平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙の第1投票区の投票を行わないことについて（第3号）…………… 8
- 平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙の第2投票区の投票を行わないことについて（第3号）…………… 8
- 平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第4号）…………… 8

公 告

- 建築基準法による道路の指定について…………… 8
- インフルエンザ定期予防接種について…………… 8
- 緑地協定の認可の申請について……………23
- 入札参加資格の申請の受付について……………23
- 建築基準法による道路の指定について……………25
- 秋田都市計画地区計画南ヶ丘地区計画の案の縦覧について…25
- 秋田駅前バス総合案内システム整備業務委託の公募型プロポーザルの実施について……………25

教 委 公 告

- 平成20年度秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について……………26
- 平成20年度秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集について……………26

上 下 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について……………27
- 平成19年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…27
- 入札参加希望者の公募について……………28

教 委 規 則

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月24日

秋田市教育委員会
委員長 高 田 生 子

秋田市教委規則第14号

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則
秋田市立秋田商業高等学校管理規則（平成3年秋田市教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第25条中「育児休業」の次に「、育児短時間勤務等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月24日

秋田市教育委員会
委員長 高 田 生 子

秋田市教委規則第15号

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則（平成3年秋田市教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

第23条中「育児休業」の次に「、育児短時間勤務等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第5号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

秋田市教育委員会
教育長 高 橋 健 一

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会職員服務規程（平成7年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、同条第8号中「第9条」を「第19条」に、「部分休業を」を「部分休業、法第26条の2に規定する修学部分休業および法26条の3に規定する高齢者部分休業を」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務および同法第17条に規定する短時間勤務をいう。

第12条第1項中「および部分休業等」を「、育児短時間勤務および部分休業」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員に委任し、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年10月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

収入役から出納員への委任

委任を受ける出納員	委任事務
佐藤 憲一	都市再生街区公共基準点謄抄本手数料の収納に関する事務

秋田市告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年10月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する出納員	委任を受ける現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	西村恵美子	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

秋田市告示第251号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 32台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成19年9月1日から同年9月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車

場内) 秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年10月19日から平成20年4月19日まで

- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第252号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度国民健康保険税納税通知書
平成18年度国民健康保険税納税通知書
平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第253号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年10月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
秋田市新屋栗田町30番10号 相 内 武
秋田市四ツ小屋字中野57番2号 菅 野 一 志
- 2 送達する書類
平成19年度市民税・県民税納税変更通知書

秋田市告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画 秋田市公共下水道（秋田地域）

- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市添川字地ノ内、下新城長岡字毛無谷地、飯島西袋一丁目、下北手松崎字大巻、下北手桜字袖ノ沢、外旭川字山崎、飯島字中野、字芋田、字平右衛門田尻、上北手荒巻字鳥越、字前田、字割田、仁井田字中新田、四ツ小屋末戸松本字向野、四ツ小屋小阿地字柳林、下浜羽川字浜稲場
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
河辺都市計画 秋田市公共下水道（河辺地域）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市河辺畑谷字中村、河辺戸島字ヲソノ、字本町、河辺北野田高屋字神田、河辺和田字岡村、字式田、字松沢、字坂本北
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年10月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
河辺都市計画 秋田市公共下水道（雄和地域）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市雄和椿川字前椿岱、字奥椿岱、字駒坂台、字山籠、字堤根
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第257号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年10月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
京都府京都市伏見区竹田中島町1番地の2
ライオンズマンション伏見水鶏橋503号
後 藤 健 一
- 2 送達する書類名

交付要求通知書 1通

秋田市告示第258号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年10月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 23台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
 - 平成19年9月16日から同年9月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 - 平成19年11月2日から平成20年5月2日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指 定 年 月 日 および指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	指定取消し年月日 およびその理由
平成18年8月1日 第106号	スマイル薬局	秋田市將軍野東一丁目4番38号	有限会社スマイル薬局 代表取締役 半田 輝子	平成19年10月18日 廃止届受理

秋田市告示第262号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年10月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
 - (1) 担当する医療の種類：薬局

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第259号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明であり送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成19年10月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市八橋南二丁目3番15号 佐々木 文 憲
- 2 送達する書類名

交付要求通知書 1通

秋田市告示第260号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年10月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
 - (1) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
半 田 薬 局	秋田市將軍野東一丁目5番18号	平成19年 11月1日

秋田市告示第261号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年10月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
半 田 薬 局 自衛隊前店	半 田 薬 局	半 田 薬 局 自衛隊前店	平成19年 9月1日

秋田市告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年10月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
和賀 芳宏	沢井理雄太	市立体育館および附属地の 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。

秋田市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年10月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
小規模多機能型 居宅介護ひかり苑	秋田市新屋大川町11番18号	平成19年 8月1日
ヘルスレント秋田 ステーション	秋田市川尻若葉町1番41号	平成19年 5月1日
みらい工房	秋田市川尻上野町1番19号	平成19年 10月1日
みらいデイ サービスセンター	秋田市川尻上野町1番19号	平成19年 10月1日
みらい介護支援 センター	秋田市川尻上野町1番19号	平成19年 10月1日
ひがし稲庭 クリニックヘルパー ステーション	秋田市下北手松崎字岩瀬124 番地	平成19年 9月1日
高齢者介護施設 ぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233 番地59	平成19年 9月1日
ヒューマン ハート秋田居宅 介護支援事業所	秋田市榎山太田町11番5号	平成19年 10月1日
遠藤歯科 クリニック	秋田市千秋久保田町3番15 号	平成19年 10月1日
デイサービス もみの樹	秋田市茨鳥二丁目15番70号	平成19年 10月1日
おときだ歯科医院	秋田市牛島東二丁目2番39 号	平成19年 9月20日
秋田市北部 デイサービス センターゆりかご	秋田市飯島字寄進田94番地 1	平成19年 10月9日
小規模多機能型 居宅介護事業所 愛好苑	秋田市柳田字境田140番地	平成19年 9月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地・名称）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
ヘルスレント 秋 田 ステーション	秋田市山王一 丁目7番5号	秋田市川尻若 葉町1番41号	平成19年 5月9日

広面地域包括 支援センター 桜 の 園	桜地域包括支 援センター桜 の園 秋田市桜二丁 目17番45号	広面地域包括 支援センター 桜の園 秋田市広面字 樋ノ沖72番地 1	平成19年 9月6日
---------------------------	---	---	---------------

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
みらい工房秋田	秋田市川尻上野町1番19 号	平成19年 9月30日
みらいデイ サービスセンター	秋田市川尻上野町1番19 号	平成19年 9月30日
みらい介護支援 センター	秋田市川尻上野町1番19 号	平成19年 9月30日
株式会社コムスン 訪問看護ステーション あきたみなみ	秋田市仁井田本町一丁目 2番40号	平成19年 9月30日

秋田市告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年10月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
石田皮ふ科医院	秋田市千秋明徳町1番34号	平成19年 9月10日
遠藤歯科 クリニック	秋田市千秋久保田町3番15 号 三宅ビル3階	平成19年 10月1日
おときだ歯科医院	秋田市牛島東二丁目2番39 号	平成19年 9月20日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
石田皮膚科医院	秋田市千秋明徳町2番18号	平成19年 9月30日
遠藤歯科 クリニック	秋田市千秋久保田町3番15 号	平成19年 9月30日
株式会社コムスン 訪問看護ステーション あきたみなみ	秋田市仁井田本町一丁目2 番40号	平成19年 9月30日

秋田市告示第266号

平成19年11月5日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

平成19年10月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

付議事件

- 平成19年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件
- 平成18年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定

の件

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成19年10月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年10月18日

秋田市教育委員会
委員長 高 田 生 子

選 管 告 示

秋市選管告示第65号

平成19年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により次のとおり縦覧に供するので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定に基づき告示する。

平成19年10月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成19年10月20日から
平成19年11月3日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第66号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条の規定により河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙を次のとおり行う。

平成19年10月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙の期日 平成19年11月5日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
第1選挙区 22人
第2選挙区 13人

秋市選管告示第67号

平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および職務を代理すべき者ならびに選挙立会人を次のとおり選任した。

平成19年10月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一
河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙
選挙長・選挙長職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
	選挙長	秋田市雄和田草川字山崎24番地	藤 原 勇 治

第 1 選挙区	職 務 代理人	秋田市雄和田草川字大沢口15番地1	鈴 木 昇
	選 挙 立会人	秋田市雄和椿川字鹿野戸97番地	堀 井 隆 嗣
	選 挙 立会人	秋田市雄和田草川字本田119番地1	永 澤 鉄五郎
第 2 選挙区	選 挙 長	秋田市河辺戸島字本町2番地	酒 田 健 一
	職 務 代理人	秋田市河辺畑谷字中村6番地	稲 垣 靖
	選 挙 立会人	秋田市河辺畑谷字大又143番地	足 利 明 彦
	選 挙 立会人	秋田市河辺戸島字本町220番地4	関 正 志

農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

平成19年10月17日午後2時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年10月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市下新城青崎字雷田76番地の2 渡辺勇進の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外22件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第59号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関の名称が変更されるので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

平成19年10月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 収納取扱金融機関の名称
変更前の名称
日本郵政公社
変更後の名称
株式会社ゆうちょ銀行
- 2 変更年月日
平成19年10月1日

秋田市上下水道局告示第60号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、秋田市指定排水設備工事業者の休止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第9条第3号の規定により告示する。

平成19年10月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 村 上 商 店	村上 直樹	秋田市大町六丁目 5 番14号

- 2 休止年月日
平成19年 9 月25日

秋田市上下水道局告示第61号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成19年10月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 センユウ興業	五十嵐幸晶	大仙市大曲西根字中嶋455番地

- 2 指定期間
平成19年10月22日から平成22年10月21日まで

第 1 選挙区 届出日 平成19年10月29日

受付番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	藤 原 義 雄	男	秋田市雄和田草川字本田187番地	昭和15年10月12日	農 業
2	佐 藤 浩	男	秋田市雄和田草川字本田143番地 1	昭和32年 6 月30日	会 社 員
3	伊 藤 順 一	男	秋田市雄和田草川字本田127番地 1	昭和23年 3 月27日	農 業
4	佐 藤 春 美	男	秋田市雄和田草川字本田134番地 1	昭和34年 2 月 8 日	会 社 員
5	舟 山 義 勝	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地	昭和24年 9 月 9 日	建 設 業
6	金 茂 男	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸48番地 1	昭和25年 9 月11日	農 業
7	渡 辺 慶 喜	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸98番地	昭和24年 4 月 1 日	農 業
8	齊 藤 利 廣	男	秋田市雄和芝野新田字上窪 3 番地 2	昭和25年10月21日	農 業
9	齊 藤 清 孝	男	秋田市雄和芝野新田字中台96番地	昭和25年 8 月13日	農 業
10	柏 谷 英 喜	男	秋田市雄和芝野新田字中台76番地	昭和26年 4 月21日	会 社 役 員
11	佐 藤 宏	男	秋田市雄和芝野新田字中台115番地	昭和28年 2 月26日	農 業
12	柏 谷 重 春	男	秋田市雄和芝野新田字中台110番地 2	昭和28年 5 月13日	会 社 員
13	佐 藤 文 博	男	秋田市雄和芝野新田字中台15番地 1	昭和26年 1 月15日	会 社 員
14	堀 井 良 美	男	秋田市雄和田草川字沖村42番地	昭和25年 9 月15日	会 社 員
15	堀 井 進	男	秋田市雄和田草川字沖村119番地	昭和24年 7 月22日	農 業
16	深 井 一 徳	男	秋田市雄和田草川字沖村39番地	昭和24年12月25日	農 業
17	池 田 浩 富 美	男	秋田市雄和田草川字山崎37番地	昭和38年 8 月26日	会 社 員
18	佐 藤 藤 美	男	秋田市雄和田草川字山崎114番地	昭和27年11月22日	会 社 員
19	堀 井 廣 睦	男	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地	昭和26年 8 月30日	自 営 業
20	鈴 木 寿	男	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地11	昭和31年 2 月25日	会 社 員
21	榎 孝 志	男	秋田市四ツ小屋字城下当场 4 番地 6	昭和28年 9 月 4 日	地 方 公 務 員
22	伊 藤 正 弘	男	秋田市四ツ小屋字城下当场56番地 1	昭和15年 6 月 6 日	農 業

第 2 選挙区 届出日 平成19年10月29日

受付番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	鎌 田 清 敏	男	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝32番地	昭和23年 4 月 6 日	農 業

選挙長告示

選挙長告示第 1 号

平成19年11月 5 日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成19年10月29日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 藤 原 勇 治

第 2 選挙区選挙長 酒 田 健 一

- 1 期間 平成19年10月29日
平成19年10月30日
- 2 場所 秋田市雄和椿川字長者屋敷38番地 1
河辺郡芝野堰土地改良区事務所

選挙長告示第 2 号

平成19年11月 5 日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙につき、次のとおり候補者の届出があった。

平成19年10月30日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 藤 原 勇 治

第 2 選挙区選挙長 酒 田 健 一

2	鈴木 毅	男	秋田市河辺戸島字中川原29番地	昭和19年9月23日	農 業
3	川村 清晴	男	秋田市河辺戸島字本町137番地	昭和27年2月6日	会 社 員
4	鈴木 金市郎	男	秋田市河辺戸島字本町261番地	昭和15年2月7日	農 業
5	時田 俊明	男	秋田市河辺戸島字本町157番地	昭和21年11月8日	会 社 員
6	高屋 孫三郎	男	秋田市河辺戸島字中川原105番地	昭和23年8月28日	農 業
7	岡部 金利	男	秋田市河辺戸島字町尻68番地3	昭和22年9月25日	農 業
8	関 正美	男	秋田市河辺戸島字本町286番地	昭和33年4月15日	農 業
9	佐々木 昭夫	男	秋田市河辺戸島字本町252番地	昭和15年12月24日	農 業
10	足利 善悦	男	秋田市河辺畑谷字大又153番地	昭和25年3月29日	農 業
11	足利 重秋	男	秋田市河辺畑谷字中村10番地	昭和17年10月14日	農 業
12	堀井 建一	男	秋田市河辺畑谷字丸山200番地	昭和15年1月15日	農 業
13	堀井 榮策	男	秋田市河辺畑谷字中村16番地1	昭和26年2月6日	会 社 員

選挙長告示第3号

平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙につき、第1選挙区において届出のあった候補者が22人で選挙すべき総代の数を超えないので投票を行わない。

平成19年10月31日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙
第1選挙区選挙長 藤原 勇 治

選挙長告示第3号

平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙につき、第2選挙区において届出のあった候補者が13人で選挙すべき総代の数を超えないので投票を行わない。

平成19年10月31日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙
第2選挙区選挙長 酒田 健 一

選挙長告示第4号

平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めた。

平成19年10月31日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙
第1選挙区選挙長 藤原 勇 治
第2選挙区選挙長 酒田 健 一

- 1 選挙会の場所 秋田市雄和椿川字長者屋敷38番地1
河辺郡芝野堰土地改良区事務所
- 2 選挙会の日時 平成19年11月6日 午後2時から

公 告

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成19年10月1日

秋田市長 佐竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市土崎港北七丁目5番65号
株式会社いとう不動産
代表取締役 伊藤 博

2 道路位置指定箇所

秋田市飯島長野本町70番27

- 3 道路幅員 5.00～5.02メートル
- 4 道路延長 30.08メートル
- 5 指定年月日および番号
平成19年10月1日 第4号

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月10日

秋田市長 佐竹 敬 久

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ定期予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を行う期間
平成19年10月15日から平成20年1月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日
- 4 予防接種を行う場所および接種協力医師 別表のとおり
- 5 予防接種の接種方法および回数
インフルエンザの定期の予防接種は、インフルエンザH A ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。
- 6 予防接種の対象者から除かれる者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) その他、予防接種を受けることが不適當な状態にある者
- 7 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身近の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
 - (2) ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほと

んど不可能な程度の障害を有する者
 8 他の予防接種を受けている場合の接種間隔 生ワクチンを接種した場合には、接種した日の翌日から起算して27日以上、不

活化ワクチン又はトキシイドの場合には、6日以上の間隔をおく。
 9 予防接種料金 2,000円（ただし、生活保護受給者は無料）

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	医 師 名
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1	柳 澤 宗 柳 澤 昌 子
愛川整形外科クリニック	秋田市仁井田路見町7番11号	愛 川 肇
秋 田 回 生 会 病 院	秋田市牛島西一丁目7番5号	飯 島 壽 佐 美 大 沼 俊 黒 沢 諒 佐 藤 和 裕 戸 澤 琢 磨 苗 村 郁 郎 菱 川 泰 夫 星 出 佳 子 松 本 康 宏
秋 田 共 立 病 院	秋田市南通亀の町14番23号	小 泉 春 雄 佐 藤 敬 文
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	浅 井 偉 信 浅 香 力 東 賢 二 郎 阿 部 栄 二 阿 部 元 樹 安 藤 英 未 来 伊 多 葉 未 糸 賀 寛 篤 犬 上 篤 一 岩 崎 洋 美 貴 子 白 井 藤 和 彦 遠 藤 石 田 英 樹 大 太 田 谷 浩 大 岡 根 久 美 子 金 沢 憲 由 金 川 澤 正 良 範 川 原 田 端 成 木 川 顯 博 北 林 典 久 木 津 典 さ や 久 木 下 村 愛 さ や 彦 工 藤 由 利 美 黒 桑 田 原 直 樹 小 越 後 藤 村 直 壽 行 小 武 海 博 志 小 小 松 和 真 淳 之 介 男 紀

喜 崇 寛 剛 也 樹 博 香 朗 子 聡 德 圭 子 理 哉 寿 銳 範 一 也 子 格 代 子 秋 貴 み 代 視 生 弥 惠 学 男 人 悟 史 子 肇 治 惠 郎 亮 子 夫 郎 朗 夫 勲 之 久
 大 武 哲 俊 美 貴 辰 佳 千 恵 哲 展 大 光 芳 慎 哲 麻 衣 貴 孝 千 祐 づ 二 歴 公 克 智 孝 重 敦 重 紀 健 太 梨 一 和 博 芳
 藤 藤 伯 本 本 木 木 木 木 藤 藤 戸 水 林 木 木 馬 田 村 佐 藤 島 田 口 澤 澤 川 塚 田 田 井 渡 木 泉 野 川 岡 田 田 井 石 山 田 本 山 田 田 山 田 部
 近 齊 齋 佐 坂 坂 佐 々 々 々 佐 々 佐 三 清 東 神 鈴 鈴 関 相 多 田 土 内 中 新 野 畑 畑 早 平 福 福 藤 二 船 保 星 前 松 三 三 村 村 村 森 守 山 横 吉 吉 米 和 渡 阿

秋田県成人病医療センター

秋田市千秋久保田町 6 番17号

		伊井猪宇太大門小佐庄関千寺灘本三三水向 藤上侯野田山脇林藤司田田岡間浦浦口島 万義茂助幸美匡啓佳純光直 寿朗樹篤郎子謙樹也亮二史健一信肇傳樹偕
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1	新飯飯石石磯伊大大太大利金鎌河木黒小後後小作真神鈴高塚土照中西橋平 井田田河黒田崎藤内嶋田山部谷田合村川木藤藤田部田木野田田井畑卷本名野 浩直紀英秀健慎厚博則徳靖収秀博良智広敏裕裕大昌潤啓常秀 和司成之明明一学郎志孝昭子仁一樹滋一均尚治也大行郎子一星一元一誠一人

		藤 田 光 明 藤 田 康 雄 細 谷 直 子 松 田 武 文 丸 屋 淳 樹 三 浦 一 邦 三 浦 崇 孝 皆 宮 正 宮 村 下 雅 桃 田 生 勝 八 木 澤 英 八 山 岸 泰 山 野 信 湯 朝 本 和 湯 岡 和 吉 保
あきた乳腺クリニック	秋田市広面字蓮沼23番地2	工 藤 保
秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖6番地1	能 登 宏 光
秋 田 緑 ヶ 丘 病 院	秋田市飯島字堀川84番地	五 十 嵐 三 儼 後 藤 藤 子 齋 鈴 木 靖 鈴 鈴 木 康 稔 高 橋 賢 男 武 田 忠 一 長 谷 部 敬 厚 水 俣 明 美 子
秋 田 南 ク リ ニ ッ ク	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地115	西 本 正
秋田メモリアルクリニック	秋田市南通亀の町7番26号	渡 邊 克 夫
阿 部 ク リ ニ ッ ク	秋田市仁井田本町三丁目28番13号	阿 部 豊 彦
阿 部 内 科 医 院	秋田市将軍野東一丁目7番26号	阿 部 士 郎
飯 川 病 院	秋田市中通六丁目1番21号	飯 川 豊 彦 飯 川 曄 子
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号	渡 辺 秀 悦
五 十 嵐 記 念 病 院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	石 川 淨 基 佐 伯 重 昭 並 木 岡 一
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池 田 和 子
池 田 内 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目5番10号	池 田 毅
いしがき整形外科クリニック	秋田市土崎港中央四丁目6番22号	石 垣 智
石 川 医 院	秋田市土崎港相染町字大谷地35番地	石 川 浩 一
石 田 小 児 科 医 院	秋田市広面字蓮沼11番地	石 田 明
石 田 内 科 医 院	秋田市保戸野中町6番48号	石 田 明 子
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷内67番地1	石 山 剛
井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地1	井 谷 修
一 戸 医 院	秋田市新屋大川町9番7号	一 戸 忠 佐 々 木 浩 一
稲 庭 ク リ ニ ッ ク	秋田市南通亀の町2番21号	稲 庭 毅 館 岡 正 子
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町1番21号	稲 葉 八 雲
稲 見 外 科 内 科 医 院	秋田市保戸野中町1番45号	高 崎 育 男

今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	菊池一馬
今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1	伊藤研一 藤賀寛毅 稲庭毅子 稲庭千弥子 今野直樹 塩田陸 高橋陽一郎 塚田大星 成見綾嗣 新山善志 長谷川仁雅人 花田雅樹 藤田浩昭 三浦義借 向島康公
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	岩崎 齐
小児科岩渕医院	秋田市保戸野中町7番20号	岩渕和子
岩渕内科胃腸科クリニック	秋田市保戸野中町7番16号	岩渕 朗
岩見三内クリニック	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴木 彰
内山医院	秋田市手形新栄町2番31号	内山 忠司
内山内科胃腸科医院	秋田市大住三丁目3番47号	内山 稔朗
越後谷クリニック	秋田市東通仲町1番25号	越後谷 武
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正行 榎 真美子
及川医院	秋田市飯島美砂町9番11号	及川 光平
おーくらクリニック	秋田市中通六丁目1番24号	大倉 俊弥
大谷医院	秋田市川元むつみ町6番6号	大谷 敏男
大野小児科医院	秋田市南通築地2番15号	大野 忠
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目2番23号	桜庭 清
小川内科医院	秋田市中通三丁目3番55号	島 仁
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町5番2号	川村 隆彦
おのぎき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎 通彦
おのば腎泌尿器科クリニック	秋田市仁井田字中新田80番地	佐藤 良延
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋 康
おのば能登医院	秋田市仁井田字中新田66番地1	能登 弘毅
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番1号	金谷有子 小林尚壬 小林佳美 小田為久 多田邦彦 寺田莊治 三浦生昭 柳
小山中通出張所	秋田市豊岩小山字神田4番地	明石仁建 赤羽羽三 赤羽部葉子 阿安藤秀徹 五十嵐知明 稻葉龍規 今井秀太郎 梅津正夫 蝦名一夫

		大久保町貫貫野野賀藤垣原澤粥沢田暮林林本藤藤林戸原木馬中山葉澤田坂山岡渕井田田原崎田本形本岡幅田邊	正一学涉巖人肇弘幸樹乃明理幸明新志平知誠男雄厚文悦一之郎彦郎子之夫子忠之彦樹夫淳子滋也二男晋新
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	小松	子
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	加賀谷	学
笠松医院	秋田市中通五丁目7番19号	笠松	千秋
笠松病院	秋田市浜田字藍ノ原52番地	稲村山藤	茂夫子

		早 川 勇 二
鹿 嶋 医 院	秋田市土崎港東四丁目4番70号	鹿 嶋 雄 治
片 岡 内 科 医 院	秋田市泉南三丁目17番17号	片 岡 紀 夫
加 藤 病 院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	加 藤 佳 子 加 藤 倫 紀 加 藤 征 夫 佐々木 義 憲 長 山 栄 子 久 場 政 博
金 子 医 院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金 子 ミ サ ヲ
鎌田循環器科内科クリニック	秋田市広面字蓮沼87番地1 ツインクリニックビル	鎌 田 滋 夫
川 上 医 院	秋田市牛島東七丁目7番16号	川 上 抱 負
川 原 医 院	秋田市手形字山崎194番地1	川 原 浩
木 曾 医 院	秋田市外旭川字八幡田10番地6	木 曾 典 一 木 曾 の り 子
北 嶋 内 科 医 院	秋田市南通みその町7番7号	北 嶋 益 二
きびら内科クリニック	秋田市新屋天秤野5番10号	鬼 平 聡
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木 村 衛
熊 谷 内 科 医 院	秋田市中通五丁目5番8号	熊 谷 肇
倉 田 医 院	秋田市千秋北の丸5番63号	倉 田 穰
くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号	倉 光 智 之
駅前整形外科医院クリニック・オルト	秋田市千秋久保田町3番15号 三宅ビル4F	湊 裕 子
桑原内科クリニック	秋田市榎山登町5番28号	桑 原 敏 行
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿 部 二 郎 阿 部 弥 生
小 泉 耳 鼻 咽 喉 科	秋田市中通二丁目1番41号	小 泉 達 朗
小 泉 病 院	秋田市中通四丁目1番28号	伊 藤 正 直 小 泉 亮 道 湯 川 道 弘
港 北 中 通 診 療 所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	阿 部 徹 博 粟 崎 津 正 康 梅 大 菊 祥 一 草 谷 朧 芳 明 阪 本 亮 平 白 戸 英 雄 菅 原 健 子 角 南 由 紀 高 橋 子 徹 津 田 聡 子 津 田 栄 彦 兔 澤 晴 彦 浜 井 啓 子 福 藤 耕 二 藤 原 勝 彦 三 苦 悠 森 川 吉 英
後 条 内 科 医 院	秋田市牛島東七丁目4番17号	後 条 永 四 郎
御 所 野 内 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市御所野元町五丁目3番5号	細 谷 重 明
こ だ も の ク リ ニ ッ ク	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木 剛 一
小 林 胃 腸 科 内 科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小 林 謙 太 郎
小 松 内 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市御野場新町二丁目10番12号	小 松 幹 雄
酒 井 小 児 科 医 院	秋田市中通四丁目1番56号	砂 押 浩

さくら小児科医院	秋田市桜一丁目1番11号	莊 司 靖 子 莊 司 裕
佐々木内科循環器科医院	秋田市土崎港東四丁目5番38号	佐々木 弥
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	笹原 秀 明 笹原 秀 雄
佐藤内科医院	秋田市將軍野南一丁目10番55号	佐藤 廣 堂 北 忍
澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	澤口 博
山王胃腸病院	秋田市山王二丁目1番49号	白根 東久二 高橋 智和 最上 栄蔵 山崎 好日児
山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番18号	湊 昭 策
山王レディースクリニック	秋田市山王中園町10番35号	津 田 晃
しかま医院	秋田市保戸野原の町8番38号	四 釜 俊 夫 設 楽 芳 宏
設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43番地1	柴 田 忍
柴田医院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11	柴 田 忍
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	島 田 堅 一
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木 村 康 徳
白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	小野寺 佳奈 小宅 仁子 小白根 研二 白那 須宏
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	阿部 垂子 阿部 正人 石田 俊哉 市川 喜一 伊藤 藤誠 伊藤 藤武 伊藤 伸史 芋岩 田良 岩白 寺美 大白 井貴 大小 谷節 小柏 関史 加藤 倉剛 加藤 藤志 軽部 雅裕 木村 洋子 木工 村善 工藤 藤和 小泉 泉ひろみ 小松 松眞史 小斎 藤均 櫻場 乾平 佐々木 秀ナ 佐藤 藤ワカ 重臣 原武 柴添 野賢 高橋 橋ま 高辻 剛俊

		堤富内中長中中野橋長平藤古星本松円三三水村山山米和	嶋榎藤川門根山坂爪川野原屋野間尾山浦浦浦俣田下本山嶋	眞寿信正昌邦光隆義敏智良光重啓岳喜健昌達博法直	人文吾康代夫豊司弘傑則弥規平信樹司史子一功矢毅子紀
菅原内科医院	秋田市東通観音前6番60号	菅原		眞	
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番36号	菅原		眞砂子	
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴木		裕雪	之子
鈴木内科医院	秋田市中通三丁目3番24号	鈴木		和	夫
鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目2番37号	鈴木		俊	夫
須藤医院	秋田市広面字樋口18番地15	須藤		明	子
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	川村		伸安伸	悟勝夫
銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町1番64号	銭谷			明
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	飯沼嘉佐芝須苗船穂三	沼藤藤山藤村木積浦	俊美まき双公進	信茂佳啓子葉行恒一
太平長谷山内科診療所	秋田市太平中関字寺中18番地	長谷山			博
高木内科胃腸科医院	秋田市將軍野南四丁目6番20号	高木		紘	一
高清水医院	秋田市中通六丁目15番6号	高清水		一三	善郎
高橋医院	秋田市仁井田新田一丁目15番35号	高橋			賛
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町4番47号	高橋		郁	夫
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	高橋		文	夫
高橋正喜クリニック	秋田市中通六丁目6番15号	高橋		正	喜
武田胃腸クリニック	秋田市大町一丁目6番12号	武田		正	人

武田外科胃腸科医院	秋田市川元開和町8番2号	武 田 由 紀 夫
田代クリニック	秋田市東通一丁目23番1号	田 代 哲 男
田 近 医 院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地1	田 近 武 彦
立 木 医 院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	立 木 裕
たわらや内科	秋田市東通館ノ越8番11号	俵 谷 幸 蔵
土 崎 病 院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	小 野 栄 二 小 林 匡 小 志 道 隆 高 橋 薫 八 木 伸 夫
土崎レディースクリニック	秋田市土崎港南三丁目5番5号	松 浦 亨
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子
つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目8番24号	堤 祥 浩
寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号	寺 田 俊 夫
遠 山 医 院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 潤 郎 遠 山 卓 郎
とおる内科医院	秋田市御所野地藏田二丁目1番3-2号	高 橋 徹
富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番3号	富 田 志 郎
中 込 内 科 医 院	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中 込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中 込 恵 美 子
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町3番15号	明 石 建 赤 羽 仁 三 赤 羽 羽 葉 子 阿 部 徹 粟 崎 博 安 藤 秀 明 五 十 嵐 知 規 稻 葉 龍 太 郎 今 井 秀 夫 梅 津 正 矩 蝦 名 一 夫 大 内 一 真 吾 大 久 保 正 一 大 町 康 一 小 貫 学 小 貫 涉 小 野 徹 折 野 公 人 加 賀 谷 肇 加 藤 充 弘 神 垣 佳 幸 川 原 聡 樹 菊 谷 祥 博 清 澤 美 乃 草 瀨 明 杏 沢 理 久 保 田 幸 黒 田 奈 巳 小 暮 林 明 小 林 新 小 松 志 小 本 博 阪 亮 平 佐 藤 公 彦

佐佐下東白白菅菅杉鈴鈴角瀬千高高高竹田田千千塚津津兔中成成野橋長畠花羽浜原平福福藤藤堀松松滿三宮宮森安	藤藤田林戸幡原原山木木南川馬橋橋山田中山葉葉葉本田田澤山田田坂本山山岡測井田山田田川原崎田本永苦形本川岡	勇琢英毅 保敏文由豐誠 祐孝正雄友貴剛滿 聡栄晴真裕 恵 俊雄農由啓 雅耕光提勝正郁 聖義 誠吉健	知誠恵輝男雄士厚健子文久子人悦徹子朗秀一之人史郎佳子彦彦緒郎涉子諭之二夫子忠士二之碁彦樹夫淳子乃悠滋也英二
---	--	---	---

		矢山山山横渡	幅口田本山邊	義公夏直	男明晋子弘新
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	牛小鈴田塚橋渡	山貫木山本本辺	えり文友啓	子涉久之佳子淳
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	大長	山沼	幸晶	子子
中村医院	秋田市千秋城下町5番6号	中村	村	淑	子
七海医院	秋田市泉南二丁目9番20号	七海	清		敏
にいだ内科循環器クリニック	秋田市仁井田新田三丁目14番17号	小田嶋			貢
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5	西宮	藤		彦
新田医院	秋田市泉一ノ坪26番23号	新田			晋
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	橋本	慎		嗣
長谷山内科医院	秋田市中通三丁目3番43号	長谷山	俊		之
はたの循環器クリニック	秋田市横森三丁目1番9号	波多野	宏		治
畑谷中通出張所	秋田市河辺畑谷字中村74番地2	明赤赤阿安五十稻今梅蝦大大大小小小折加加神川清草杳久小小小小阪佐佐東	石羽羽部藤嵐葉井津名保町貫貫野野谷藤垣原澤彌沢田暮林林本藤藤海	仁葉秀知龍秀正一康公充佳聡美芳奉輝亮	建三子徹明規太郎夫矩夫正一学涉徹人肇弘幸樹乃明理幸明新志平知誠男

		白菅 戸 英 雄 菅 原 敏 厚 鈴 木 誠 文 千 馬 誠 悦 田 中 雄 一 田 山 友 之 千 葉 満 郎 兔 澤 晴 彦 成 田 裕 一 野 坂 恵 郎 長 谷 山 俊 子 花 岡 農 之 羽 瀨 由 紀 夫 浜 井 啓 子 原 田 忠 福 藤 光 勝 之 堀 正 郁 彦 松 崎 聖 樹 松 田 夫 宮 本 淳 宮 形 子 安 本 滋 矢 岡 誠 也 山 幅 健 二 渡 田 義 男 邊 新
花田胃腸科内科医院	秋田市旭南三丁目7番47号	花 田 雅 寧
内科胃腸科濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	濱 島 昭 雄 濱 島 由 紀
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	原 田 健 二
針生産婦人科内科クリニック	秋田市広面字近藤堰越49番地1	針 生 秀 樹 針 生 峰 子
ひがし稲庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	葛 西 亨 渡 引 康 公
ほもり内科・消化器科クリニック	秋田市外旭川八幡田一丁目11番40号	檜 森 昌 門
平野いたみのクリニック	秋田市川尻御休町5番40号	平 野 勝 介
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	石 川 正 道
福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号	福 島 幸 隆
福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家の下34番地1	福 田 健
消化器科診療所藤田内科	秋田市東通八丁目1番41号	藤 田 警 士
藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ4F	藤 盛 亮 寿
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	細 谷 煥 栄 細 谷 貴 美 子 細 谷 重 直
本間医院	秋田市山王中園町3番14号	本 間 真 紀 子
前郷中通出張所	秋田市豊岩豊巻字大日沢2番地	明 石 建 赤 羽 仁 三 赤 羽 羽 葉 子 阿 部 徹 安 藤 秀 明 五 十 嵐 知 規 稲 葉 龍 太 郎 今 井 秀 夫

		梅 津 正 矩 蝦 名 一 夫 大 久 保 町 貫 野 公 充 佳 聡 美 芳 奉 輝 亮 琢 英 敏 誠 雄 友 満 晴 裕 一 恵 俊 農 由 啓 光 勝 正 郁 聖 誠 健 義	一 学 涉 徹 人 肇 弘 幸 樹 乃 明 理 幸 明 新 志 平 知 誠 男 雄 厚 文 悦 一 之 郎 彦 郎 子 之 夫 子 子 忠 之 彦 樹 夫 淳 子 滋 也 二 男 晋 新 和 子 志 德
真 崎 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	秋 田 市 土 崎 港 中 央 六 丁 目 8 番 3 号	真 崎	雅 和
松 浦 産 婦 人 科 心 療 内 科 医 院	秋 田 市 将 軍 野 南 一 丁 目 14 番 73 号	松 浦	麗 子
松 岡 内 科 クリニッ ク	秋 田 市 中 通 一 丁 目 3 番 46 号	松 岡	一 志
三 浦 小 児 科 内 科 医 院	秋 田 市 新 屋 勝 平 町 2 番 25 号	三 浦	靖 德

水 沢 医 院	秋田市茨島四丁目6番37号	安 藤 秀 明 水 沢 広 和
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目7番34号	湊 元 志
港 町 内 科 皮 膚 科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴 木 信 愛
南 浦 医 院	秋田市榎山本町1番32号	南 浦 光 昭
宮 川 内 科 医 院	秋田市榎山本町11番8号	宮 川 弘 彬
みやざわペインクリニック	秋田市東通仲町4番1号 アルヴェ 4 F	宮 澤 一 治
向 島 医 院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	向 島 偕
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市将軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 村 山 仁
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森 川 昌 利
も ろ お か 医 院	秋田市土崎港南二丁目3番64号	師 岡 長
柳 田 医 院	秋田市手形田中4番15号	柳 田 龍 一
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号	俵 谷 博 信
山 川 内 科	秋田市東通一丁目25番22号	山 川 博
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地1	日 下 尚 志
雄 和 診 療 所	秋田市雄和新波字本屋敷114番地3	伊 藤 英 一
吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号	吉 田 司
吉 田 内 科 医 院	秋田市広面字樋ノ沖20番地1	吉 田 廣 作
吉 成 医 院	秋田市下新城中野字琵琶沼211番地18	吉 成 俊 太 郎 吉 成 仁
吉成皮膚科クリニック	秋田市将軍野桂町33番18号	吉 成 力
米谷耳鼻咽喉科医院	秋田市将軍野南一丁目10番57号	米 谷 博 秀
米 山 内 科 医 院	秋田市大町五丁目4番49号	米 山 泰 夫
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	綿 貫 桃 代

秋田市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定による緑地協定の認可の申請があったので、同法第46条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成19年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 緑地協定の名称

秋田市御所野地蔵田五丁目F地区緑地協定

2 緑地協定区域

秋田市御所野地蔵田五丁目24番1から24番11まで
秋田市御所野地蔵田五丁目25番1から25番12まで
秋田市御所野地蔵田五丁目25番14から25番18まで
秋田市御所野地蔵田五丁目26番1から26番14まで
秋田市御所野地蔵田五丁目32番1から32番6まで
計48筆

3 緑地協定の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部公園課
公園施設管理センター

4 縦覧期間

平成19年10月11日から
平成19年10月24日まで
（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

秋田市公告

次のとおり（仮称）西部地域市民サービスセンター建築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の

入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成19年10月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他 工 第27号
- (3) 工 事 名 （仮称）西部地域市民サービスセンター建築工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市新屋扇町271番地1他
- (5) 工 事 概 要 R C 造 地上3階 P H 1 階
延床面積（使用面積）3548.75㎡
建築面積 1904.70㎡
- (6) 工 事 期 限 平成21年4月24日(金)まで
- (7) 予 定 価 格 786,070,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定期 日 平成19年11月7日(水)
- (9) 仮 契 約 予 定期 日 平成19年11月9日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき
- (11) 注 意 事 項

ア この入札は電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本市では、設計金額が5千万円以上の工事について、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。

イ 特定建設業の許可（建築工事業）を有すること。

ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成19年10月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し

ウ 施工実績調書（入札に付する工事と同種・同規模程度の工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））

オ 誓約書（様式5（省略））

(2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手續に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。

ア BizLink 電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書（JV）

イ 代表者となる者の印鑑登録証明書の原本（発行日から3ヶ月以内のもの）

(3) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年10月16日(火)から平成19年10月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページ（http://www.nttbiz.com/service/ca/bizca/aki-ca/page_jv.html）から入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年10月30日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部

秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）

電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556

(3) 販売期間 平成19年10月16日(火)から平成19年10月31日(火)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格

1式 63,720円（設計書1,920円、図面61,800円）（税込）

（CD-ROM 有（1枚1,000円））

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること）により、平成19年10月31日(火)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。（無料）

(8) 閲覧期間 平成19年10月16日(火)から平成19年11月6日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

- (9) 閲覧方法 設計図書閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
 (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
 (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市役所財政部契約課工事契約担当
 電話 018-866-2165

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第28条の規定に基づき、公告する。

平成19年10月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
 秋田市新屋松美ガ丘東町2番20号
 株式会社児玉建設
 代表取締役 児 玉 孝 男
- 2 道路位置指定箇所
 秋田市新屋豊町577番3および577番16
- 3 道路幅員 4.50メートル
- 4 道路延長 32.60メートル
- 5 指定年月日および番号
 平成19年10月16日 第5号

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成19年10月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
 秋田都市計画地区計画 南ヶ丘地区計画
- 2 位置および区域
 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢および字二タ子沢地内ならびに上北手猿田字四ツ小屋および字苗代沢地内
- 3 縦覧場所
 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
 平成19年10月19日から平成19年11月1日まで

秋田市公告

秋田駅前バス総合案内システム整備業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成19年10月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 業務概要
 (1) 業務名

秋田駅前バス総合案内システム整備業務委託

(2) 業務内容

本業務は、JR秋田駅前におけるバス利用者へのバス情報の提供について、簡単な操作で「バスのりば」や「バス発車時刻」等を表示する情報端末をJR秋田駅周辺に設置するとともに、インターネットを介して携帯電話からもバス情報を取得できるようにするものである。

(3) 業務期間

契約締結の日から平成20年3月26日まで。

(4) 予定価格

9,579,150円(消費税および地方消費税を含む。)とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない単体企業であること。
 (3) 過去3年間に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績を有する者であること。
 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者でないこと。
 (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 (6) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
 (7) 提案書を提出する日の前日現在で、今回の公募に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有していること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市都市整備部都市総務課交通政策室
 TEL 018-866-2085 FAX 018-866-8814
 E-mail: ro-urmn@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

- ① 交付期間:平成19年10月25日(木)から平成19年10月31日(水)まで
 ② 交付方法:実施要領は、秋田市都市整備部都市総務課交通政策室ホームページ

(<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/mn/05kotu/default1.htm>)からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する。ただし、直接交付は、土曜日および日曜日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限:平成19年10月31日(水) 午後5時
 ② 提出場所:上記3(1)に同じ。
 ③ 提出方法:持参のみとする。
 ④ 受付時間:土曜日および日曜日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。
- (4) 企画提案書(別途提出要請を受けた者に限る。)の提出

- ① 提出期限：平成19年11月16日(金) 午後5時
- ② 提出場所：上記3(1)に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。郵送による提出の場合にあっては提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合にあっては提出期限までの日（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までに限り受け付ける。
- 4 参加表明書および企画提案書の審査等
- (1) 参加表明書を提出した者のうちから秋田駅前バス総合案内システム整備業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案は、審査委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務委託予定者を特定するものとする。
- 5 その他
- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、原則として返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することができるものとする。
- (6) 前号により公表する場合、秋田市はその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 参加表明書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (8) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (9) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

教 委 公 告

秋田市教委公告

平成20年度秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成19年10月1日

秋田市教育委員会
委員長 高 田 生 子

- 1 選抜の種類
前期選抜および一般選抜を設定する。
- 2 入学願書の提出期間および提出先
- (1) 提出期間
ア 前期選抜 平成20年1月15日(火)から1月17日(木)まで
イ 一般選抜 平成20年2月13日(水)から2月15日(金)まで
- (2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長あて、入学願書を提出すること。

- 3 入学検定料 2,200円
- 4 入学志願者検査日
- (1) 前期選抜 平成20年1月30日(水) 面接
- (2) 一般選抜 平成20年3月5日(水) 学力検査および面接
ア 実施教科 5教科（国語、数学、英語、理科および社会）
イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
- 5 出願資格
- (1) 前期選抜 中学校もしくはこれに準ずる学校を平成20年3月に卒業する見込みの者で、平成19年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項で定める「出願の条件」を満たしている者
- (2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者とする。
ア 中学校もしくはこれに準ずる学校を平成20年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
イ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第63条の規定に該当する者
- 6 募集する学科名および募集人員
- (1) 学 科 名 商業科
- (2) 募集人員 男女 240名
- 7 合格者の発表
- (1) 前期選抜 平成20年2月6日(水)
- (2) 一般選抜 平成20年3月12日(水)
- 8 その他
入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、秋田県教育委員会の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

平成20年度秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）第7条第2項の規定により公告する。

平成19年10月1日

秋田市教育委員会
委員長 高 田 生 子

- 1 入学願書の提出期日および提出先
- (1) 提出期日
平成19年11月20日(火)から平成19年11月22日(木)までおよび11月26日(月)
- (2) 提出先
秋田市立御所野学院中学校長あて、入学願書を提出すること。
- 2 出願資格
平成20年3月に小学校課程を修了見込みで、秋田市内在住者又は在住予定者
- 3 募集人員
40名（秋田市立御所野小学校通学区在住者又は在住予定者を除く。）
- 4 入学予定者選考方法
- (1) 実施期日
平成19年12月15日(土)
- (2) 内容
作文、面接
- 5 選考結果の通知

平成19年12月25日(火)

6 その他

入学決定の実施に関する必要な細目事項は、秋田市教育委員会の定めるところによるものとする。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年10月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第22号	下水道管渠部分改修	川尻御休町地内	平成19年 11月30日	・一般土木工事 C2級 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「一般土木工事C2級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般土木工事のC2級に等級格付されている者をいう。

イ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年10月30日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年11月1日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成19年10月24日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年10月12日(金)から平成19年10月24日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年10月26日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年10月12日(金)から平成19年10月29日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、平成19年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成19年10月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
 賦課対象区域
 仁井田新田二丁目、上北手百崎字諏訪ノ沢、下北手松崎字前谷地および河辺戸島字藤島の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年10月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第26号 豊岩マンホールポンプ 制御盤修繕	秋田市豊岩石田坂字 西ノ田 地内	平成20年 3月7日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①電気工事A級又はB級 ②秋田県内において過去10年以内に公共下水道又は農業集落排水のマンホールポンプ設備工事の元請又は下請実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年11月13日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 3階 入札室
 入札保証金 免除
 契約日 平成19年11月15日(木)
 注 意 事 項

- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年11月7日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入

札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））
（資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成19年10月26日(金)から平成19年11月7日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年11月9日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年10月26日(金)から平成19年11月12日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434